

東日本大震災に係る難病対策における対応

1. 特定疾患治療研究事業（いわゆる難病の医療費助成）における対応

① 受給者証なしでの受診

特定疾患治療研究事業の受給者証の提出ができない場合においても、医療機関において、受給者証の交付を受けていること、氏名、生年月日及び住所を申し出ることにより、受診することが可能。

② 契約医療機関以外の医療機関での受診

緊急の場合は、特定疾患治療研究事業の委託契約を結んだ医療機関以外の医療機関でも受診することが可能。

③ 自己負担限度額の弾力的な取扱い

災害等により前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、実情に即した弾力的な対応をして差し支えないものとする。

④ 都道府県域を超えて避難した者に係る申請

災害等により居住地のある県から他の都道府県へ避難している者が新規に申請を行う場合は、当該他の都道府県へ申請を行うことが可能。

※「東北地方太平洋沖地震による被災者の公費負担医療の取扱いについて」（平成 23 年 3 月 11 日付け事務連絡）
「東北地方太平洋沖地震による被災者の公費負担医療の取扱いについて（その 2）」（平成 23 年 3 月 18 日付け事務連絡）

2. 難病患者等への医療提供体制の確保

○ 災害時の難病患者等への医療提供体制の確保について、厚生労働省防災業務計画に基づき、

① 被災地における難病患者等の受療状況及び主な医療機関の稼働状況の把握

② 人工呼吸器等を使用している在宅難病患者の状況把握及びこれらの患者の状況に応じた必要な措置

等について、都道府県に対し依頼。

※「災害時の人工透析の提供体制及び難病患者等への医療の確保体制について」（平成 23 年 3 月 11 日付け事務連絡）

3. 難病患者等への相談支援・情報提供

○ 難病相談・支援センターの相談窓口において、被災された難病患者等の生活上の悩みや医療等についての相談に対応。

○ 被災者向けの健康支援等の情報を掲載した「生活支援ニュース」に難病相談・支援センターの相談窓口等を掲載。（4 月 19 日発行第 3 号）